



議題1 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の認可・確認について

認可・確認について(資料1 -1・資料1 -2)

札幌市では乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に係る児童福祉法に基づく認可及び子ども・子育て支援法に基づく確認(利用定員設定)をする際は、札幌市子ども・子育て会議認可・確認部会へ意見を聴くこととしています。

【参考:認可と確認について】

	認可(令和7年4月1日より実施)	確認(令和8年4月1日より実施)
根拠法令	児童福祉法	子ども・子育て支援法
概要	保育室などの面積基準や必要な設備、保育士の配置基準などを審査し、乳児等通園事業の「認可」を行う	「認可」を受けた事業者について乳児等通園支援給付の対象となる事業者の「確認」を行う

<認可・確認対象施設>

61施設(幼保連携型認定こども園 11件、幼稚園型認定こども園3件、保育所型認定こども園13件、地方裁量型認定こども園1件、保育所9件、小規模保育事業所18件、事業所内保育事業所2件、幼稚園4件)

(※1)当事業の認可とともに確認を行うことが一般的だが、確認に係る子ども・子育て支援法の改正時期(R8.4)が認可に係る児童福祉法の改正時期(R7.4)よりも1年遅かったことから、すでに認可・確認部会での審議を経て認可を受けている事業所も今回の確認(利用定員の設定)の対象となる。

(※2)法律上、公立施設は確認のみ必要

		事業者数	認可	確認
R7認可済施設 (※1)	類型追加なし	22	—	○
	類型追加あり	6	○	○
R8新規実施施設		23	○	○
公立施設(※2)		10	—	○

<札幌市による事前審査の結果>

いずれの施設も認可基準(補足資料参照)を満たしていることから、認可することが適当であると判断しております。また、すでに認可している施設を含む全61施設を乳児等通園支援給付の対象となる事業者として確認することが差し支えないと判断しております。